



体罰等によらない子育てを広げよう！

～みんなで育児を支える社会に～



児童福祉法等改正法が成立し、子どもへの体罰は法律で禁止されました。令和2年4月から施行されています。

しつけと体罰は何が違うの？

- しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。
- 体罰とは、たとえしつけのためだと大人が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）です。

<体罰の例>

- ・言葉で3回注意したけどいうことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・他人のものをとったので、お尻を叩いた
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた



暴言などのこどもを傷つける行為は？

体罰以外の怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言なども、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

なぜ体罰等をしてはいけないの？

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、体罰等が繰り返されると、心身にさまざまな悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

叩かれたり怒鳴られたりすると、大人への恐怖心などから一時的に言うことを聞くかもしれませんが、これはどうしたらよいのかを自分で考えたり、学んでいるわけではありません。このようなやりとりは根本的な解決にはならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すこととなります。

体罰等によらない子育てを社会で応援しましょう

今回の法改正をふまえた取り組みでは、体罰禁止に関する考え方などを普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的としています。

子育て中の方はもちろん、その周囲の方、教育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方など、多くの方が理解し体罰等によらない子育てを応援し広げていくことが大切です。

【相談窓口】佐川町健康福祉課 地域サポート係 電話:0889-22-7705

【虐待かもと思ったら】189 (児童相談所虐待対応ダイヤル)

